

会費の優遇措置に関する規則

- 1 本規則は、会費規程第4条に基づく会費の優遇措置について定める。
- 2 大学院に在籍し、所定の手続きで申請した者は、優遇措置により会費を年額7,500円とする。
 - 2 優遇措置は、修士課程、博士課程、博士前期課程、博士後期課程、大学院研究生の在籍者、及びその他常務理事会がこれらと同等と認める者で、在学を証明する書類を提出（電磁的手段を含む）した者を対象とする。学部在籍生、及び科目等履修生は優遇措置を認めない。提出方法の詳細は別途定める。
 - 3 優遇措置の申請は、年度ごとに行う。
- 3 日本国外に居住し、所定の手続きで申請した者は、優遇措置により会費を年額2,000円とする。
 - 2 日本国外に居住する者で、日本国外居住を証明する書類を提出（電磁的手段を含む）した者を対象とする。提出方法の詳細は別途定める。
 - 3 優遇措置の申請は、年度ごとに行う。
- 4 本規則の改正は、常務理事会の承認を得るものとする。

附則

- 1 本規則は2010年7月25日より施行する。ただし、2011年度以降の会費に対して適用するものとする。
- 2 本規則は、2011年4月1日より施行する。
- 3 本規則の改正は、2021年12月26日より施行する。ただし、2022年度以降の会費に対して適用するものとする。
- 4 本規程の改正は、2022年6月27日より施行する。ただし、2023年度以降の会費に対して適用するものとする。